

消費税増税に伴う医療費等の変更に関するお知らせ

2019年10月1日より、消費税増税に伴う、診療報酬改定により保険診療料が変更になります。

- 初診料、再診料など

また、保険適用外の料金については、一部10%の消費税に変更になります。

標準税率 10% 該当になるもの

- 保険外の医薬品、医薬部外品、再生医療等製品（アイシャンプーなど）
- 医薬品等に該当する健康食品、美容品（グラッシュビスタなど）
- 自費診療（眼科ドックなど）
- 文書料

軽減税率 8% 該当になるもの

- 医薬品等に該当しないサプリメント等（グラジェノックス、サンテルタックスなど）

この消費税法改正に伴い10月1日以降、患者様にお支払いいただく医療費等に変更がございますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。